

新型コロナウイルス感染防止対策としてのPCR検査体制の拡充について

1 主旨

新型コロナウイルス感染症については、都内で感染拡大が今もなお続き、区においても感染拡大が続いており、検査体制の拡充が求められている。このたび、世田谷区医師会及び玉川医師会の協力を得て、世田谷保健所とともに検査体制を拡充する。

2 体制

世田谷保健所による検査実施に加え、世田谷区医師会及び玉川医師会の協力を得て、検査待ちの疑い例に対し、PCR検査（鼻咽頭液もしくは咽頭ぬぐい液）を実施する。また、検査拠点の増設により民間検査機関を活用し、迅速な検査体制を構築する。

なお、検査場所については、行政検査が円滑に行われるようにする観点から、帰国者・接触者外来と同様に一般への公表を行わないものとし、区内診療所（かかりつけ医）や世田谷区帰国者・接触者電話相談センター（03-5432-2910 平日の午前8時30分～午後5時15分）に相談いただいた方のうち、必要な方を案内する。今回の拡充は、区内診療所（かかりつけ医）を通じて、検査を受ける方法と電話相談センターの案内によるドライブスルー方式での検査である。

3 経過等

- 令和2年4月 8日 世田谷保健所による行政検査の開始
- 4月14日 世田谷区医師会の協力を得て、検査体制を強化
- 5月 1日 保険適用による検体採取等の開始（世田谷区医師会）
- 5月13日 ドライブスルー方式による検体採取の開始（玉川医師会）

(令和2年7月30日補足)ドライブスルー方式のPCR検査につきましては、6月25日をもって終了いたしました。

4 検査の流れ

別紙参照。

「新型コロナウイルス感染症防止対策」世田谷区の取組み＜PCR検査体制の拡充＞